

(仮称) 株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃
処理整備事業

環境に影響を及ぼす地域に関する基準に
該当すると認められる地域を記載した書類

令和2年10月

株式会社 シタラ興産

第 1 章 事業者の名称及び住所

1-1 事業者の名称及び代表者の氏名

名 称：株式会社シタラ興産

代表者：代表取締役 設楽 竜也

1-2 主たる事務所の住所

所在地：埼玉県深谷市折之口 1788-1

第2章 対象事業の概要

2-1 対象事業の名称

2-1-1 対象事業の名称

名称：(仮称) 株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業

2-1-2 対象事業の種類

種類：廃棄物処理施設の設置（埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第1 第6号）

2-2 対象事業の目的

当社では、廃棄物の破碎・選別・RPF（固形燃料）・コンポストなど再生利用を図っている。近年、廃棄物を取り巻く環境の変化により最終処分場の確保、廃プラスチック類の処理が大きな課題となっている。

そのため、当社では焼却による最終処分量の大幅な減少が可能な焼却施設の整備を、既存施設がある深谷市内の工業団地内に計画したものである。

焼却前にも選別を行い再生利用が可能なものを取り除くが、焼却後も再生利用をできる限り行うとともに、焼却により発生した熱を利用し発電も行う施設を整備する。

2-3 対象事業の概要

2-2-1 対象事業実施区域の位置

対象事業実施区域の住所は以下に示すとおりであり。敷地面積は約7,167m²となる。

対象事業実施住所：埼玉県深谷市上野台字松原1450-15、1450-16、1450-17

2-2-2 対象事業実の規模

対象事業の主な施設の規模を表2-2-2(1)及び表2-2-2(2)に示す。

表2-2-2(1) 焼却施設の概要

項目	内容	
処理方式	流動床方式	
処理する廃棄物の種類	紙くず、木くず、廃プラスチック類、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、感染性廃棄物、廃油、廃酸、廃アルカリ、がれき類、燃え殻（予定）	
処理能力	230 t/日（予定）	
排ガス量	湿り排ガス量	93,910Nm ³ /h（予定）
	乾き排ガス量	72,877Nm ³ /h（予定）
煙突高さ	41.5m（予定）	
稼働時間	24時間連続運転	
年間稼働日数	330日間（予定）	

表 2-2-2(2) 破碎施設の概要

項目	内容
処理する廃棄物の種類	紙くず、木くず、廃プラスチック類、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（予定）
処理能力	2,466 t/日（予定）
稼働時間	24 時間連続運転
年間稼働日数	340 日間（予定）

2-2-3 対象事業の実施期間

本事業に係る施設供用までの全体工程を表 2-2-3 に示す。

環境影響評価の手続きを令和 5 年まで、その後施設建設を行い、令和 8 年後半での供用開始を予定している。

表 2-2-3 対象事業の実施工程

		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
環境影響評価 (評価書までの手続き)					→			
工事	土工事				→			
	建築工事					→	→	→
	プラント工事						→	→
施設供用								→

第3章 環境に影響を及ぼす地域

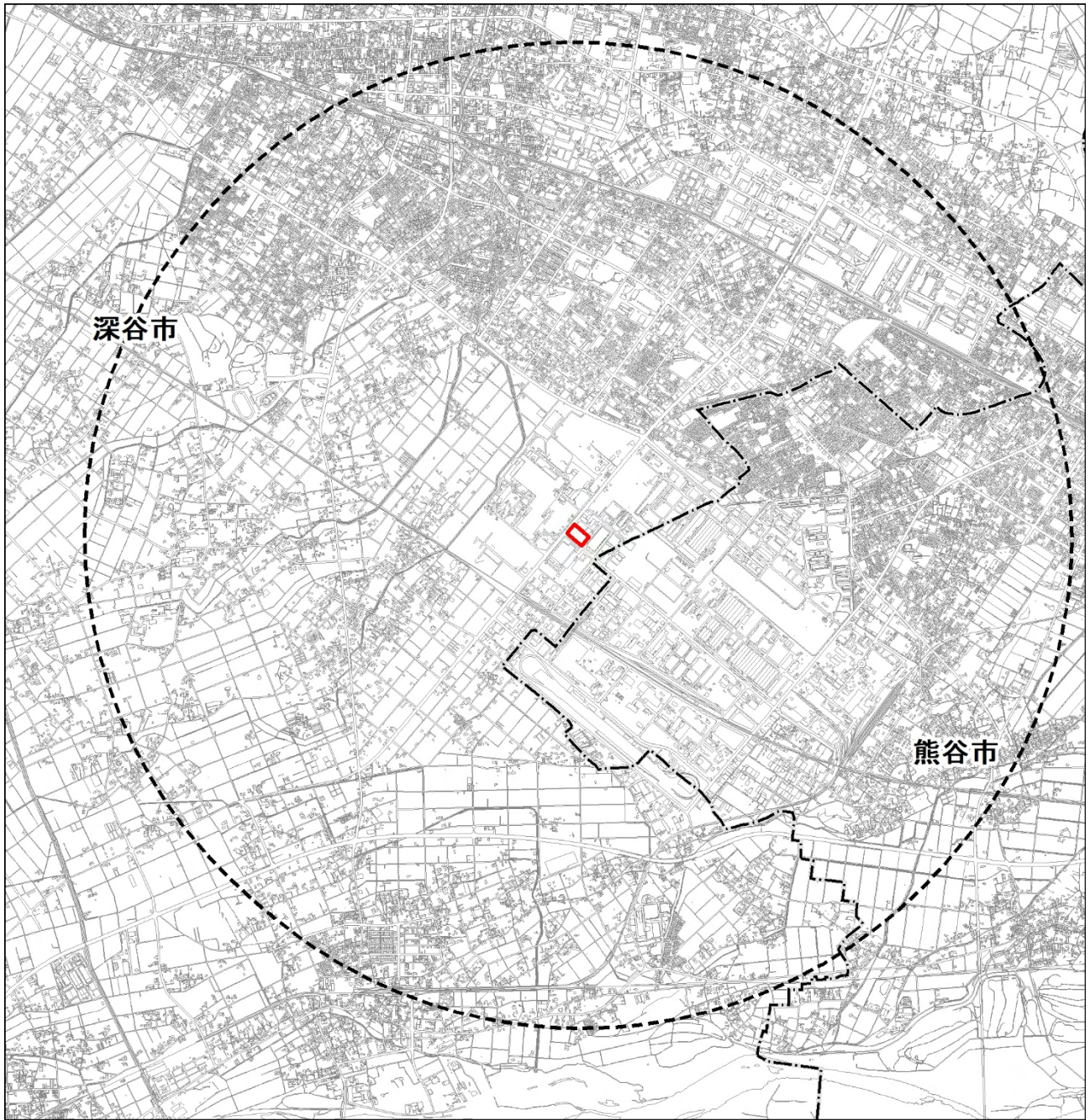
3-1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、埼玉県環境影響評価条例施行規則第三条の規定における「環境に影響を及ぼす地域に関する基準」に基づき、“対象事業が実施される区域の周囲3km以内の地域”を基準として設定するものとする。

3-2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図3-2に示すとおり、以下の2市の一部が含まれる。

- ・深谷市
- ・熊谷市



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域から3km範囲
- 市区町村界

1:32,000

0 250 500 1,000 1,500 2,000
m



図 3-2 環境に影響を及ぼす地域